

# 啓蒙と投資PRに注力 今年度の広報活動概要

先物協会は平成十四年度総額三億三千四百三十八万円の予算で、広報事業を推進する。今年度は特に業界の発展・振興に向けた広報活動を積極的に展開していく。このため、テキスト、電波媒体などを通じた啓蒙、投資PRに特に力を入れる。以下、目玉となる施策の概要をみてみよう。

## 数種のテキスト作成

基本テキストは「一般投資家向け」「産業界向け」「社会向け」「機関投資家向け」など数種類作成する。

一般投資家向けは先物取引の仕組みなどをやさしく解説、産業界向けは企業経営上リスク管理は欠かせないものであり、先物取引はリスク軽減に大きな力を発揮することを啓蒙する。また、社会向けは先物取引の機能が日本経済にとっていかに大切かを、そして機関投資家向けは商品先物取引は分散投資の一助になると

訴えていく。

## 日経に連続広告

今月一月からは、毎週木曜日、日経国際面に啓蒙用突き出し広告を出稿している。第一回に二家会長が出たが、経済評論家の三原淳雄氏、経済ジャーナリストの田島智太郎氏、株式評論

商品先物取引の価格は需要と供給の交点で決まります。とても公正で、しかも透明性の高いシステムですね。

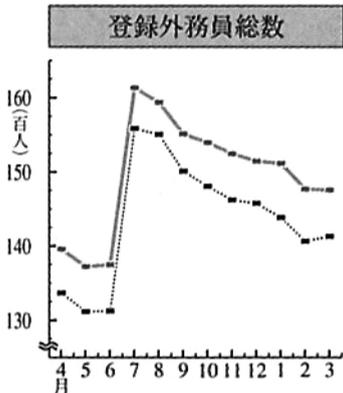
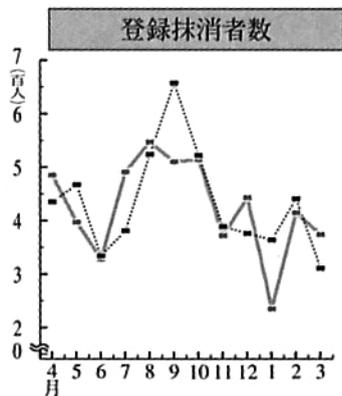
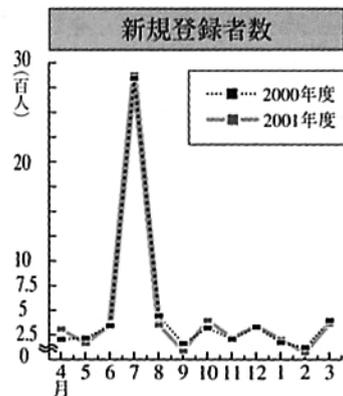
経済ジャーナリスト 田嶋智太郎

日本商品先物振興協会 <http://www.jcfia.or.jp/>

「この価格、あなたの意志が生きている」

## グラフでみる登録外務員の動向

(日商協調べ)



<登録外務員の実数>			
年	新規登録者数	抹消者数	月末外務員数
2000年	205	435	13366
4	217	467	13116
5	342	334	13124
6	2842	381	15585
7	443	524	15504
8	320	522	15009
9	206	389	14807
10	329	376	14624
11	173	364	14577
12	122	441	14386
01年	173	364	14067
1	122	441	14132
2	396	331	13956
3	309	485	13722
4	163	397	13746
5	352	328	16132
6	2877	491	15936
7	351	547	15512
8	86	510	15394
9	396	514	15245
10	223	372	15144
11	342	443	15114
12	205	235	14769
02年	69	415	14769
1	363	374	14757
2	363	374	14757
3	363	374	14757

**総数は着実に増加**

2001年度の各月末の登録外務員を前年同月と比べると、全月とも前年を上回っている。季節変動のパターンは同じだが全体として着実に増加傾向にある。

新規登録者数はグラフにみる通り、パターンも数の水準もほとんど変わりが無い。ピークは新入社員登録が集中する7月で、両年度とも2800人台、ポトムは9月、2月で1000人前後まで減る。

総数が増えているのは登録抹消者の減少が主因。2001年9月の抹消者数は前年同月より22%減り、今年1月には同じく35%減った。

家の木村佳子氏、ファイナンシャル・プランナーの紀平正彦氏などが次々、登場する。さらに、今後、一般紙などにも啓蒙広告を随時出稿する。

一方、経済雑誌向けは商品先物投資への呼びかけを行う。

**ネット活用しPR**

利用アクセスの多い投資家向けサイトを利用し、協会員の所在地、取扱商品、特徴などの情報をネットで提供する。同時に客観的な投資情報や協会主催の投資家向けセミナー講演会のお知らせも提供。協会のホームページにもリンクさせる。

**月一回、先物番組**

BSジャパンが平日四時から放送している「ルック@マーケット」を提供。同番組では、月一回程度、商品先物取引を取り上げるほか、コマーションタイムにはデ

DATA CM

先物取引のメリットを伝えるCMのスクリーンショット。背景には先物取引のチャートやグラフが映し出されている。

日経フューチャーズレポートによる当業者向け啓蒙活動を継続するとともに、基本テキストを基にした啓蒙パンフレットも作成する。

協会のホームページには「協会ニュース」を一部掲載するとともに、先物取引のバーチャル体験ページを新設する。また、要請があれば高校などに講師を派遣、先物取引の重要性を先生に理解してもらう。

**バーチャル体験も**

インターネットを流し、資料請求に応えることにしている。

(1面のつづき)

第二種はそれ以外の法人(合名会社、合資会社、協同組合など)とする。第二種取引員は百二十人以上の外務員登録を行っていることになっていないことになっている。これは、受託専業化、総合化が進むいわゆる大手専業型取引員と、現物兼業型取引員などとの二極分化が進んでいるので一律に委託者保護の規制を適用するのは不適当との判断による。百二十人制限の緩和、または廃止を要望する理由は次の三つ。

## 業務を分担する

- ①雇用の確保という国の政策に背反する。
- ②委託手数料自由化の方向の中で、受託勧誘から契約、取引の助言、情報提供、取引注文の取次ぎ、委託証拠金の授受、取引の精算まで一連の業務を一人の外務員が行う従来のあり方は大きく変わり、その各々の分野を分担して従事する方向に向かっている。

そうした中で外務員登録数の規制は経営化の多様化を妨げ、非効率な受託業務によって委託者の利便性を損う。

③平成十年の商取法改正で、営業所(受託店舗)内において顧客と接する社員について、従来、外務員登録が不要であるとの慣行を覆して、外務員登録が必要との見解が示されたが、この時に第二種取引員の外務員登録数の上限も見直されてよいはずだ。

現在、受託専業型で資本金五億円未満の第二種取引員は十五社ある。